

大型・特殊車両や危険物積載車両を運転される方々へ 「車両制限令」を守りましょう

道路は一定の構造基準により造られています。このため、道路法及び車両制限令では、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を定めています。また、これを超える特殊な車両を通行させるときは、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可（詳しくは、[国土交通省「特殊車両通行許可制度について」](#) をご覧ください。）を受けることが必要です。

なお、許可なく又は許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、又は道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人等にも同じように科されます。

「車両不一致」について

コーポレートカード

コーポレートカードは、登録車両が明記されており、車両入替時の旧カードの一時的な使用を承認された場合を除き、明記された車両以外ではご利用できないこととなっております。

カードに表示された車両以外の走行には、割引対象とはならず、お客様にとって不利益となるだけでなく、今後も車両の不一致走行が継続して行われるようであれば、利用約款第23条に基づき割引停止等のペナルティ措置の対象となります。

車両不一致の事例としまして、

- ①【入替】車両入替をしたが、入替申請をしていない
→入替申請をお願いいたします。
- ②【入替】入替後の新カードが届いたが、旧カードのまま走行
→旧カードの返却をお願いいたします。
- ③【その他】カードの明記車両でなく、別車両に渡し間違え
→カードに明記された車両へカードの交換をお願いいたします。
- ④【その他】車検 修理 出張等、レンタカーや他の車両で使用
→マイレージカードでの走行をお願いいたします。

また、お車のナンバーを変更された場合には、車載器の再セットアップ後、車載器の登録の変更が必要となります。

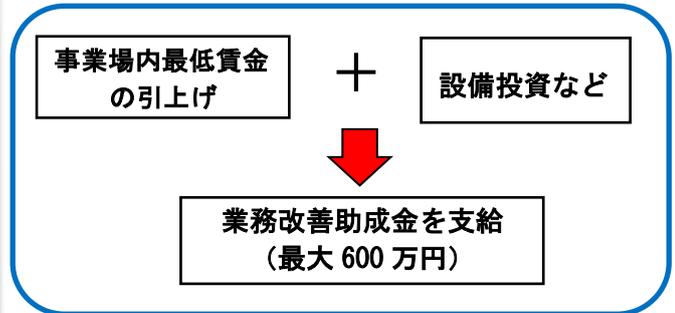
「入替申請」は、月をまたぐと一時的な使用を承認されない事もあり、NEXCOへ申請書類を月末着として発送する為、月末の1日前が最終申請日となります。月末の入替申請には、鮮明な自動車検査証(A4横)または自動車検査証記録事項(A4縦)を添付くださいますよう、お願いいたします。

労基情報



業務改善助成金について

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



現在、厚生労働省では、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、各省庁と連携し、賃金引上げに向けた環境整備に取り組んでいます。

事業者の皆様方におかれましても、本取り組みをご理解いただき、業務改善助成金の活用などにより、賃金引上げについてご検討いただきますようお願いいたします。

業務改善助成金、賃金引上げ特設ページは以下のリンク先から確認いただけます。

（業務改善助成金）

（賃金引上げ特設ページ）



お問い合わせは 倉敷労働基準監督署
TEL:086-422-8177 まで



高さ違反道路損傷 / 料金所付近は後車バック禁止




【雑感】お盆を過ぎ、夏も少しずつ終わりに向かっていきます。しかし、まだまだ暑い日が続いておりますので、体調管理に気を付けてお過ごしください。私は少し夏バテ気味なので、冷たいものを摂りすぎないように気を付けたいと思います。